

農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令案について
(概要)

令和 8 年 8 月
農林水産省経営局

I. 趣旨

第221回国会において成立した農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第17号。以下「改正法」という。）の趣旨及び昨今の農業融資の実態を踏まえ、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「施行令」という。）を改正し、農業近代化資金の償還期限の延長等の措置を講ずるものである。

II. 概要

- (1) 農業近代化資金の貸付対象となる、施行令第 1 条第 8 号に規定する農業振興事業を主たる事業として営む株式会社について、当該株式会社の総株主の議決権の過半数を有しているものの範囲に農林中金を加える。（施行令第 1 条）
- (2) 農業近代化資金の償還期限の範囲を15年又は18年以内に設定しているものについて、償還期限の範囲を20年以内とする。（施行令第 2 条）
- (3) 農業を営む者であって政令で定めるものの以外の者（個人）の貸付金合計額の最高限度額を 2 億円とする。（施行令第 4 条）

II. 施行期日

改正法の施行の日（令和 8 年10月 1 日）